

特定多目的ダム法施行令等の一部を改正する政令案 参照条文 目次

○	特定多目的ダム法施行令（昭和三十二年政令第百八十八号）（抄）	1
○	特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）（抄）	1
○	河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）（抄）	1
○	河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）（抄）	2
○	独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）	2
○	独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）（抄）	2

○ 特定多目的ダム法施行令（昭和三十二年政令第八十八号）（抄）

（放流に関する通知等）

第十八条 国土交通大臣又は多目的ダムを管理する都道府県知事は、多目的ダムによつて貯留された流水の放流に関し、法第三十二条の規定により関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知しようとするときは、流水を放流する日時のほか放流量又は放流により上昇する下流の水位の見込を示して行い、一般に周知させようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、立札による掲示を行うほか、サイレン、警鐘、拡声機等により警告しなければならない。

○ 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）（抄）

（放流に関する通知等）

第三十二条 国土交通大臣又は多目的ダムを管理する都道府県知事は、多目的ダムによつて貯留された流水を放流することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

2 （略）

○ 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）（抄）

（危害防止のための措置）

第三十一条 ダムを設置する者は、法第四十八条の規定により、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するときは、ダムを操作する日時のほか、その操作によつて放流される流水の量又はその操作によつて上昇する下流の水位の見込みを示して行ない、一般に周知させようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、立札による掲示を行なうほか、サイレン、警鐘、拡声機等により警告しなければならない。

○ 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）（抄）

（危害防止のための措置）

第四十八条 ダムを設置する者は、ダムを操作することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

○ 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）

（危害防止のための通知等）

第十七条 機構は、法第十九条の規定により関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するときは、水資源開発施設又は愛知豊川用水施設を操作する日時のほか、その操作によつて放流される流水の量又はその操作によつて上昇する下流の水位の見込みを示して行い、同条の規定により一般に周知させようとするときは、主務大臣の定めるところにより、立札による掲示を行うほか、サイレン、警鐘、拡声機その他の方法により警告しなければならない。

○ 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）（抄）

（危害防止のための通知等）

第十九条 機構は、水資源開発施設又は愛知豊川用水施設を操作することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。